

第2 当庁の認定事実

- 1 平成27年6月9日、処分庁は請求人に対し、法による保護を開始した。
- 2 平成27年6月22日、請求人が処分庁を訪れ、
（以下「現居」という。）の家賃滞納で退去を求められ、
転居先として、
（以下「転居先物件」という。）を見つけたと処分庁に報告した。同日、処分庁は請求人に対して転居先物件の家賃等（
）を認定し、同年7月6日に支給した。
- 3 平成27年8月3日、請求人が処分庁を訪れ、転居のため本日不動産会社へ行く旨報告があった。後刻、処分庁が当該不動産会社に確認したところ、請求人からは転居先物件の申込みはなく契約の予定も無いとの回答を得た。
- 4 平成27年8月7日、10日、11日、12日、17日、処分庁が請求人を訪問するが不在のため、連絡票を投函するが請求人から連絡はなかった。
- 5 平成27年8月21日、処分庁は請求人の生活状況の聴取及び転居先の報告を求めるため、法第27条第1項に基づく指導指示書を簡易書留郵便で請求人あて送付するも、請求人不在で同月30日、処分庁に返戻となる。
- 6 平成27年8月24日、請求人は処分庁を訪れ、同年8月10日まで現居にいたが、それ以降はネットカフェに寝泊まりし生活していると処分庁に報告した。処分庁は、既に支給分の家賃等について、目的外使用し不正に保護費を受給したため、法第78条により返還を求めるとともに、同年8月11日付けで保護廃止となる旨伝えた。請求人は、処分庁に既に支給された家賃等の保護費の分割返済の申出と現在の生活状態から再度生活保護申請を行いたい旨を申告した。
- 7 平成27年8月28日、処分庁は同月11日付けで保護を廃止する決定を行い、請求人あて通知した。

第3 判 断

法によれば、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができ（法第27条第1項）、被保護者はこれに従わなければならない、これに違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができるものとされている（法第62条第1項、第3項）。なお、この場合に、保護の変更等の処分は、保護の実施機関が書面により行った指導指示に被保護者が従わなかった場合でなければ行うことができず（生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21条）第19条）、保護の実施機関は、当該被保護者に対し、あらかじめ当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知することにより、弁

明の機会を与えなければならないとされている（法第62条第4項）。また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）において、「法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられなかったと認められるとき及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行うこととする。当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第62条により所定の手続を経たうえ当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこと。」（局長通知第11の2（4））とされている。

このように、法の規定及び上記通知による運用から考慮すると、法第62条第3項に基づく保護の変更等の処分を行う場合においては、口頭による指導指示、文書による指導指示、弁明の機会の付与という段階的な手続を設け、各段階において、保護の実施機関に慎重な検討を促し指導指示の実効性の確保を図るとともに、被保護者に自らの状況を理解させ指導指示に従う機会を与えることで被保護者の権利保護の要請にも応えるという趣旨であると考えられる。

これを本件についてみると、処分庁は、請求人に対し、生活状況の聴取及び転居先の報告を求めるため、口頭による指導指示を行い、平成27年8月21日付けで来訪の期日を指定した指導指示書を送付した事実は認められるも、法第62条第4項に規定する弁明の機会の付与を行わず、本件処分を行ったものであると認められる。

この点について、当庁から処分庁に弁明を求めたところ、処分庁は請求人に対し、弁明の機会を与え通知するため上記の指導指示書を送付したと主張するが、これは上記の手続過程に照らせば文書による指導指示の段階であり、これをもって弁明の機会をも付与したとする処分庁の主張は到底認めることはできない。

したがって、本件処分は、法第62条第4項に規定する弁明の機会付与の手続を行わずなされたという瑕疵があり、違法な処分であると認められる。

第4 結 論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により主文のとおり裁決する。

平成28年1月25日

審査庁 奈良県知事 荒井正

